

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

基本施策1 地域における関係とネットワークの強化

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基1-1	市民健康センター	自殺対策計画審議会、自殺対策庁内推進委員会、自殺対策庁内担当者会議を開催します。	会議回数(回)	自殺対策計画審議会 2							
基1-2	こども支援課	坂戸市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の支援内容に関する協議などを行います。	会議回数(回)	代表者会議:1回 実務者会議:4回							
基1-3	福祉総務課	民生委員・児童委員の定例会等を通じて地域における自殺の現状や取組について共有し、地域の見守り体制の充実に努めます。	定例的な会議による周知	継続							
基1-4	高齢者福祉課	坂戸市見守りネットワークにおいて、本市の自殺対策の現状や取組を報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	会議回数(回)	見守りネットワーク研修会 1							
基1-5	障害者福祉課	障害者地域総合支援協議会において、本市の自殺対策の現状や取組を説明し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	会議回数(回)	坂戸市障害者地域総合支援協議会 1							
基1-6	学校教育課	坂戸市いじめ問題対策連絡協議会において、いじめ防止等の対策の推進について必要な事項の協議を行います。	年2回	年2回							

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

① 様々な職種を対象とする研修の実施

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基2-1	市民健康センター	市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	受講者数(人)	新規採用職員 25人							
基2-2	障害者福祉課	身体障害者相談員、知的障害者相談員等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	効果的な周知	継続							
基2-3	坂戸市社会福祉協議会	社会福祉協議会の職員や協力者等に対するゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	効果的な周知	継続							

② 一般市民を対象とする研修の実施

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基2-4	市民健康センター	市民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	受講者数(人)	民生委員 100							
基2-5	坂戸市社会福祉協議会	社会福祉協議会が行う各種事業に際し、ゲートキーパー養成講座や自殺対策に関する情報提供を行います。	効果的な周知	継続							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

基本施策3 市民への啓発と周知

①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知

No.	担当課・所	計画の実施内容	計画の進捗状況							指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基3-1	市民健康センター	メンタルチェックシステム「こころの体温計※」を様々な機会に周知し、うつ病の早期発見を促すとともに相談窓口の啓発を行います。	「こころの体温計」アクセス数(件)	23,000							
基3-2	市民健康センター	ゲートキーパーに関するパンフレットを作成し、市民一人ひとりが、ゲートキーパーとしての役割を果たせるよう、普及啓発を行います。	チラシ配布数(枚)	3,500							
基3-3	広報広聴課	市民便利帳を発行し、市での手続きや、暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	くらしのガイド発行部数	—							
基3-4	人権推進課	人権・同和問題の解決に向けての人権意識を高めるため、啓発冊子を配布するとともに、人権についての相談窓口等の周知を図ります。	効果的な啓発	継続							
基3-5	人権推進課	男女共同参画講座において、こころの健康に関するリーフレットを配布します。	講座参加者への配布	継続							
基3-6	市民生活課	くらし展(消費生活展)等のイベントに際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	効果的な周知	継続							
基3-7	市民生活課	市民相談の案内一覧を作成し、様々な悩み事に関する相談窓口の周知を図ります	効果的な周知	継続							
基3-8	こども支援課	子育てに関する支援情報をまとめた子育てガイドブックを作成し、心配事等の相談窓口の情報を周知します。	発行部数	2,500冊							
基3-9	保育課	子育て講演会を実施し、こころの健康に関するリーフレットを配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	子育て講演会参加者の人数(人)	20							
基3-10	福祉総務課	生活困窮に関する相談窓口(自立生活サポートセンター)について、リーフレット等により周知します。	効果的な普及・啓発	継続							
基3-11	福祉総務課	福祉全般に関する相談を受ける総合相談窓口について、リーフレット等により周知します。	効果的な普及・啓発	継続							
基3-12	高齢者福祉課	高齢者福祉ガイド、エンディングノート、認知症ガイドブックを作成し、相談機関等の周知を図ります。	作成、周知啓発	随時							
基3-13	障害者福祉課	障害者等のてびきに、障害者やその家族に対して、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、対象者に配布します。	配布部数(冊)	600							
基3-14	障害者福祉課	福祉であいの広場等のイベント開催に際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	福祉イベント時に配布。	継続							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基 3- 15	商工労政課	企業向けの人権研修会等において、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	効果的な普及啓発	継続							
基 3- 16	学校教育課	全児童・生徒にいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。	年1回	年1回							
基 3- 17	教育センター	子どもに関するいろいろな悩みについての相談先を掲載したリーフレットを作成し、周知します。	年1回	年1回							
基 3- 18	社会教育課	坂戸市人権教育推進協議会、青少年育成坂戸市民会議において、相談先情報を掲載したこころの健康に関するリーフレット等を配布します。	研修会や会議にて出席者へ配布する	R6.5.24、R6.6.24							
基 3- 19	坂戸市社会福祉協議会	社会福祉協議会が作成する情報誌の紙面を活用し、生活の悩みの相談等の窓口情報を周知します。	効果的な周知	継続							
基 3- 20	坂戸市商工会	商工会の会合や会員向け広報誌において、自殺対策に関するリーフレット、勤務問題及びこころの健康に関する相談窓口についての情報提供を行います。	効果的な普及啓発	継続							
基 3- 21	埼玉県警察 西入間警察署	警察安全相談室等を通じて市民からの相談に応じた際に、必要時こころの健康に関する相談窓口等について情報提供をします。	積極的な情報提供	継続							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

②市民向け講演会、イベント等の開催

No.	担当課・所	計画の実施内容	指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画	指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
基 3- 22	市民健康センター	坂戸保健所などと連携し、精神保健や自殺対策に関する講演会を実施し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	開催回数(回)	1							
基 3- 23	市民健康センター	鉄道事業者と協働して、市内各駅において、事故防止の啓発物品や「こころの体温計」のチラシを配布します。	年1回	継続							
基 3- 24	図書館	図書館のテーマ展示の際に、こころの健康づくり(自殺予防)について取り上げます。	展示回数(回)	1							

③メディアを活用した啓発活動

No.	担当課・所	計画の実施内容	指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画	指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
基 3- 25	市民健康センター	自殺予防週間(9月10～16日)、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14～20日)、アルコール関連問題啓発週間(11月10～16日)、自殺対策強化月間(3月)について、広報やホームページに掲載し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	効果的な普及啓発	継続							
基 3- 26	市民健康センター	国や県で実施しているSNS※を活用した相談窓口の周知を行います。	効果的な普及啓発	継続							
基 3- 27	市民健康センター	マスメディア等による自殺報道に対し、市ホームページ等を通じて、こころを落ち着かせるための対処方法や相談窓口など関連情報の周知を図ります。	効果的な普及啓発	継続							
基 3- 28	広報広聴課	広報さかど、市ホームページ、SNSを通じて、市での手続きや暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	効果的な普及啓発	継続							

④地域や学校と連携した情報の発信

No.	担当課・所	計画の実施内容	指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画	指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
基 3- 29	市民生活課	区・自治会の役員に対する研修会等において、本市の自殺対策の現状や取組を説明する機会を設け、地域の見守りの体制の推進に努めます。	効果的な周知	継続							
基 3- 30	交通対策課	児童の通学時の交通安全指導を行っている交通指導員の研修会等において、本市の自殺の現状や取組及び相談窓口等の情報提供を行います。	年1回	継続							
基 3- 31	こども支援課	要保護児童対策地域協議会において本市の自殺の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	会議回数	代表者会議:1回 実務者会議:4回							
基 3- 32	こども支援課	子ども支援コーディネーターを配置し、学齢期の子どもに関する情報の共有を図ります。	学校訪問回数	年間3回							
基 3- 33	学校教育課	坂戸市いじめ問題対策連絡協議会においていじめ対策の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	年2回	年2回							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

基本施策4 生きることの促進要因への支援

①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援

【障害者に関すること】

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基4-1	市民健康センター	精神科医師や保健師による相談を実施することにより、相談者の抱える不安や負担を軽減するとともに、うつ病等精神疾患の早期発見、早期治療に努めます。	精神科医師による専門相談利用者数(人)	8							
基4-2	市民健康センター	精神障害者家族対象の学習会を実施し、家族への支援を行います。	参加者数(人)	8							
基4-3	障害者福祉課	障害者自立支援給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	相談受付時に対応	継続							
基4-4	障害者福祉課	療育を必要とする障害児の給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	相談受付時に対応	継続							
基4-5	障害者福祉課	障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。	相談受付時に対応	継続							
基4-6	障害者福祉課	重度心身障害者手当等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	相談受付時に対応	継続							
基4-7	障害者福祉課	就労支援センターにおいて、対象者の状況把握に努め、仕事以外の問題に対し必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	相談受付時に対応	継続							
基4-8	障害者福祉課 高齢者福祉課	障害者等の虐待に関する通報や相談を受け、対象者の状況把握に努め、必要に応じて関係機関へつなぎます。	適切な連携	随時							

【子育てに関すること】

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基4-9	市民健康センター	妊産婦等の状況を把握し、支援計画の作成等を行うとともに、産後ケア事業や産前産後サポート事業により、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を継続します。	①産後ケア事業利用延回数 ②産前産後サポート事業参加延人数	①年100回 ②年50人							
基4-10	市民健康センター	母子(親子)健康手帳の交付や発達相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	母子(親子)健康手帳の交付時の面談	通年							
基4-11	市民健康センター	不妊治療の経済的負担を軽減するために、医療保険が適用されている特定不妊治療を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成します。 早期不妊検査、不育症検査を受けた夫婦に対し、検査費用の一部を助成します。	①不妊治療費助成件数 ②早期不妊検査費助成件数 ③不育症検査費助成件数	①30件 ②25件 ③5件							
基4-12	市民健康センター	入院医療を必要とする未熟児に対して、経済的な負担を軽減するため、その養育に必要な医療費を給付します。	入院医療を必要とする未熟児に対する、養育医療の給付者実人数	22人							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基 4- 13	市民健康センター	母子保健推進員等が、産後うつ病の早期発見を目的とし、産婦訪問時にEPDS※（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施します。また、赤ちゃん訪問や乳幼児健診の未受診者訪問により、家庭状況等の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	①乳児家庭全戸訪問数 ②未受診者に対して訪問で対応した件数	①430件 ②90件							
基 4- 14	市民健康センター	乳幼児健診、相談等において、保護者の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	①乳幼児健診実施回数 ②10か月児健康相談会実施回数 ③乳幼児健康相談会実施回数	①月2回 （3か月児健診は月1回） ②月1回 ③年6回（奇数月）							
基 4- 15	市民健康センター	パパママ講座や離乳食講習会等で、妊娠や育児不安等の問題の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	①パパママ講座実施回数 ②離乳食講習会実施回数	①年9回 ②年6回							
基 4- 16	市民健康センター	発育発達に遅れのある乳幼児や育児不安を持つ保護者等、支援が必要な親子に対し教室を行い、乳幼児の発達を促し、育児不安の軽減を図ります。	①すくすく発達相談の実施回数 ②にこにこ親子相談の実施回数	①年12回 ②年12回							
基 4- 17	こども支援課	こども家庭センターの運営を通して、市民健康センターと連携を図り、安心して出産、子育てができるよう支援の充実に努めます。（新規）	実施時期	通年							
基 4- 18	こども支援課	家庭児童相談において、養育に関連して発生する様々な児童問題の解決を図るため、対象者の状況把握に努め、家庭児童の福祉に関して適切な支援を行います。	実施時期	通年							
基 4- 19	こども支援課	子育て支援拠点施設において、地域の子ども・子育て支援に関する相談を通じ、対象者の状況把握に努め、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図ります。	実施時期	通年							
基 4- 20	こども支援課	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境の改善を図るための支援を実施します。	実施時期	通年							
基 4- 21	こども支援課	保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設で一定期間（原則7日以内）の養育・保護を行います。	実施時期	通年							
基 4- 22	こども支援課	言葉の遅れ等が見られる児童とその保護者を対象にグループ指導教室を実施し、保護者の悩みに対し支援を行うとともに、適切な支援を行います。	実施時期	通年							
基 4- 23	こども支援課	ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての相互援助活動を行い、保護者の育児支援を推進します。	実施時期	通年							
基 4- 24	こども支援課	児童扶養手当の申請やひとり親家庭等医療費支給申請等において、対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関につなぎます。	適正な手当及び医療費の支給	継続							
基 4- 25	こども支援課	母子家庭や父子家庭の生活や就労の相談に応じ、必要な場合は、日常生活に支障があるひとり親家庭等に支援員を派遣します。	実施時期	通年							
基 4- 26	保育課	子育て支援センターにおいて子育て相談を実施し、必要に応じて適切な機関へつなぎます。	子育て相談件数（件）	150							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

【人権に関すること】

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基4-27	市民健康センター	新興感染症などを理由とした偏見や差別的な取り扱いを受けないよう、正しい知識の啓発を図ります。	正しい知識の啓発	随時							
基4-28	人権推進課	プライバシー、様々な差別(障害者、女性等)、同和問題、家庭・相隣関係等について人権相談を実施します。	人権相談開催回数(回)	12							
基4-29	人権推進課	女性の様々な悩み、夫や恋人からの暴力、LGBTQ等について、専門のカウンセラーによる相談を実施します。	女性相談開催回数(回)	25							

【ひきこもりに関すること】

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基4-30	市民健康センター福祉総務課 高齢者福祉課 障害者福祉課	それぞれ異なる経緯や事情を抱えているひきこもり状態にある方やその家族に対して、関係課が連携し、支援を行います。	適切な連携	随時							
基4-31	市民健康センター	県で実施するひきこもりに関する専門的な相談窓口について、ホームページ等を通じて、周知を行います。	効果的な周知	継続							

【その他】

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基4-32	市民生活課	消費者トラブル、多重債務、相続等日常生活に関わる相談を実施し、相談内容に応じて必要な関係機関の紹介を行います。	効果的な周知	継続							
基4-33	防災安全課	犯罪被害に遭われた方やその家族等からの相談の受付を行い、該当する支援や関係機関につなぎます。	相談に訪れた方に助言を行うもので設定しない	設定なし							
基4-34	環境政策課	騒音、振動、悪臭等の公害や他人のペットに関する困りごとの相談を受けるとともに、必要に応じて適切な関係機関へつなぎます。	適切な対応	継続							
基4-35	坂戸市商工会	商工会会員の経営上の様々な課題に対して相談に応じ、経営者の状況に対し助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	効果的な普及啓発	継続							

②自殺未遂者への支援

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基4-36	坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防本部警防課	消防本部事務室入口に自殺予防パンフレットを設置するとともに、救急講習会で市民への配布を実施します。	消防組合主催の講習会で配布	配布							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

③遺された人への支援

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基4-37	市民健康センター	遺族の方への支援として、個別相談の機会の提供を行うほか、ホームページで相談窓口や遺族のつどい等の周知を行います。	効果的な周知	継続							

④地域における居場所づくりの推進

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
基4-38	政策企画課	北坂戸団地におけるにぎわい再生の拠点として、大学と連携し、にぎわいサロンの運営を補助することを通じて、地域の活性化を目指します。	リーフレット設置	継続							
基4-39	地域交流センター	地域交流センターで様々な講座を開催するとともに、講座終了後も自主的な活動が続けられるように支援することで市民の学習の推進と社会参加を促進します。	実施回数	101							
基4-40	交通対策課	運転免許証を返納された方に、市民バスの特別乗車証や回数券を発行し、出掛けやすい環境づくりを支援します。	特別乗車証の交付	継続							
基4-41	こども支援課（児童センター）	児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。	明るく、話しやすい雰囲気の中で見守る	普段の遊びの中でコミュニケーションをとりながら、学校での出来事や家庭のことなど話したい時に話せるように対応する							
基4-42	こども支援課	乳幼児と保護者を対象につどいの広場や赤ちゃんサロン等を開催し、保護者同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談等を行います。	開催回数	1,416回							
基4-43	保育課	乳幼児を対象にあそぼう会を実施し、親子の触れ合いを支援する場を提供します。また、親子が集う自主サークルの活動支援に努めます。	あそぼう会参加人数(人)	165							
基4-44	障害者福祉課	地域活動支援センター事業を実施し、障害者が社会と交流する機会を提供します。	登録人数(人)	10							
基4-45	社会教育課	放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます	実施しない	学習指導要領の改訂により空き教室が確保できないため、担当課と今後のあり方について検討する							
基4-46	坂戸市社会福祉協議会	身近な集会所・地域交流センター等を拠点に高齢者・障害者・子育て中の親と子等が気軽に集まり地域の仲間づくり、生きがいづくりができるサロン活動を支援します。	サロン数(団体)	30							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

⑤支援者への支援

No.	担当課・所	計画の実施内容	指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画	指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
基4-47	職員課	市民からの相談に応じる職員の健康維持を目的に、メンタルヘルス対策を実施します。	ストレスチェックテストの実施及び相談窓口開設	継続							
基4-48	障害者福祉課	送迎サービスや日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の介護負担の軽減及び就労支援を図ります。	相談受付時に対応	継続							
基4-49	学校教育課	坂戸市内小・中学校の職員にストレスチェックを実施します。	ストレスチェック回答率(%)	回答率90%							

基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

No.	担当課・所	計画の実施内容	指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画	指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
基5-1	教育センター	SOSの出し方に関する教育を教育課程に位置付けて実施します。	年1回以上授業で実施	年1回以上授業で実施							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

重点施策 1 高齢者への支援

①高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の充実

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重1-1	交通対策課	交通安全母の会が実施する高齢者訪問活動を通じて、困りごとを抱える高齢者を必要な相談窓口につなぎます。	高齢者訪問の実施	継続							
重1-2	高齢者福祉課	緊急時通報システムや配食サービス等の在宅福祉サービスを提供し、高齢者等の在宅の支援を行います。	適切な支援	継続							
重1-3	高齢者福祉課	高齢者の権利擁護に関する相談を通じて、生きづらさを感じる方の早期発見と支援に努めます。	適切な支援	継続							
重1-4	高齢者福祉課	地域で介護予防に取り組む自主グループ活動の支援を行う中で、当事者や家族が抱える問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	適切な支援	継続							
重1-5	高齢者福祉課	地域包括支援センターが、高齢者と家族の悩み事や介護保険等についての相談を行う中で、当人や家族が抱える問題を察知し、支援や対策につなぎます。	適切な支援	継続							
重1-6	高齢者福祉課	坂戸鶴ヶ島医師会や介護保険事業所等と連携して、在宅医療や介護が滞りなく実施され、一人ひとりの高齢者の実情にあったケアが行われる体制づくりを推進します。	適切な実施	継続							
重1-7	高齢者福祉課	介護家族等を対象に介護家族教室を開催し、介護に関する知識や技術の習得や相談機会の提供を通じて介護者の負担軽減を図ります。	実施回数	9回							
重1-8	高齢者福祉課	適切なケアプランに基づく介護サービスの提供により、介護者及び被介護者の負担軽減を図ります。	適切な提供	継続							
重1-9	高齢者福祉課	養護老人ホーム等への措置入所手続きの中で、当人や家族等が抱える様々な問題を察知し、必要な支援につなぎます。	適切な支援	継続							

②高齢者支援に携わる人材の養成

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重1-10	高齢者福祉課	介護予防サポーター養成講座を実施し、介護予防に携わる活動の担い手を増やします。	参加者数	12人							
重1-11	高齢者福祉課	介護支援専門員等の研修において、高齢者の自殺の現状やメンタルヘルス等に関する情報提供を行います。	参加者数	120人							
重1-12	高齢者福祉課	認知症サポーター養成講座を実施し、認知症についての正しい知識の啓発を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。	講座実施回数	15回							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

③高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重1-13	交通対策課	特別乗車証をお持ちの70歳以上の方の市民バスの運賃を無料にすることにより、高齢者が出掛けやすい環境づくりを促進します。	特別乗車証の交付	継続							
重1-14	高齢者福祉課	おれんじカフェ事業を実施し、認知症の当事者やその家族、介護従事者など地域で認知症に関心のある方が気分転換や情報交換が出来る場を提供します。	設置数	19か所							
重1-15	高齢者福祉課	地域で介護予防に取り組む自主グループを支援します。	支援回数	40回							
重1-16	高齢者福祉課	ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会等のイベント開催を通じて、高齢者の健康増進と社会参加を推進します。	参加者数	1, 280人							
重1-17	地域交流センター	高齢者大学を開催し、高齢者が活動を通して、生きがいのある毎日を過ごすことや地域における仲間づくりを支援します。	実施回数	76							

重点施策2 生活困窮者への支援

①生活困窮者への「生きるための支援」の推進と連携の強化

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重2-1	施設管理課	市営住宅の家賃納付相談を行う際、対象者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	入居者の収入申告書の提出率：100%	収入申告により特に収入・所得の少ない世帯の把握に努めるとともに、生活状況の聞き取りを行う。							
重2-2	課税課	税務相談に訪れる市民に対し、税理士による適切な助言を行います。	相談実施回数	毎月1回、全12回							
重2-3	課税課	生活保護受給者に対し、市税の減免措置を行います。	生活保護受給者の市税減免申請に対する市税減免措置数	生活保護受給者の市税減免申請に対し、適正に市税減免措置を行います。							
重2-4	納税課	納税相談に訪れた市民に対し、助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	適切な相談窓口との連携	継続							
重2-5	健康保険課	国民健康保険税・後期高齢者健康保険料の納付相談に訪れた市民に対し、納税課・高齢者福祉課と連携し、助言を行うとともに必要に応じて適切な相談窓口につながります。	相談に訪れた方に助言を行うもので設定しない	設定なし							
重2-6	福祉総務課	生活保護受給者が自立した生活が送れるように就労相談等を実施し、適切な支援を行います。	新規就労相談件数(件)	目標値の設定にそぐわない為、設定なし。							
重2-7	教育総務課	高校や大学等の入学金等の貸付事業において、家庭状況を把握し、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	貸付件数(件)	高校 5 大学等 5							
重2-8	学校教育課	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。	要・準要保護者1,150人(就学予定認定者含)特別支援就学奨励費支給者140名	要・準要保護者1,150人(就学予定認定者含)特別支援就学奨励費支給者140名							
重2-9	坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水課	水道料金の納付に関して相談があった場合、対象者の状況把握に努め、適切な相談窓口につながります。	ゲートキーパー研修(人)	1名以上							
重2-10	坂戸市社会福祉協議会	資金援助等の相談時に、相談者と対面し状況把握に努め、必要に応じて適切な機関につなぎ、問題解決を支援します。	生活福祉資金貸付件数(件)	6							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

②生活困窮者自立支援事業との連動

No.	担当課・所	計画の実施内容	指標							指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重2-11	福祉総務課	生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	関係各課連携	継続							
重2-12	福祉総務課	離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者が安定した就職活動ができるように、有期で家賃相当額を支給します。	申請件数(件)	目標値の設定にそぐわない為設定しない。							
重2-13	こども支援課 福祉総務課	生活困窮・生活保護世帯の子どもを対象に学習支援を行います。	教室開催回数、参加人数	312回開催 参加人数延べ：2,050人							

重点施策3 無職者・失業者への支援

①失業者等に対する相談支援の機会の充実

No.	担当課・所	計画の実施内容	指標							指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重3-1	健康保険課	非自発的失業者等に対し、国民健康保険税の軽減措置を行います。	対象者の国民健康保険税の軽減措置を行うもので設定しない	設定なし							
重3-2	商工労政課	失業者に対してハローワーク等と連携し、再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、失業に直面した際に生じる心の悩み相談などについては、関係課へつなぎます。	ふるさとハローワーク、内職相談室の運営	継続							
重3-3	商工労政課	若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	面接会の開催	継続							

②相談先の周知の推進

No.	担当課・所	計画の実施内容	指標							指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重3-4	商工労政課	労働に関する各種相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、周知します。	効果的な普及啓発	継続							

重点施策4 子ども・若者への支援

①児童・生徒や家族に対する相談体制の充実

No.	担当課・所	計画の実施内容	指標							指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重4-1	市民健康センター	教育委員会と連携し、夏休み前の時期にかけて、こころの悩み等に関する相談先が掲載されたリーフレット等の配布をします。(新規)	配布数(枚)	小学6年生、中学3年生 1,700							
重4-2	学校教育課	全児童・生徒にいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。(再掲)	年1回	年1回							
重4-3	教育センター	未就学児・児童生徒に適した学習環境を提供するため関係機関と連携し、きめ細やかな相談活動を行います。	年130件程度	年130件程度							

※黄色の網掛け個所を御記入ください										調書2	
No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重 4-4	教育センター	教育センターに設置されている教育支援センターにおいて、不登校児童・生徒の多様な学びの場を提供します。	10人以上	10人以上							
重 4-5	教育センター	各小・中学校にさわやか相談員※を配置し、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて支援します。	20件以上	20件以上							
重 4-6	教育センター	学校生活・性格・行動・心や体・親子関係等子どもに関する悩みについての教育相談を実施します。	20件以上	20件以上							

②児童・生徒に対する「SOSの出し方」教育の推進

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重 4-7	教育センター	SOSの出し方に関する教育を教育課程に位置付けて実施します。(再掲)	年1回以上授業で実施	年1回以上授業で実施							

③児童・生徒の健全育成に資する各種取組の推進

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重 4-8	教育センター	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。児童生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「授業」を通じて集団への所属感を高め、お互い認め合い支え合いながら自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するため教員研修会や授業研究会を実施します。	各校年2回以上の実施	各校年2回の実施							
重 4-9	こども支援課 (児童センター)	児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。(再掲)	明るく、話しやすい雰囲気の中で見守る	普段の遊びの中でコミュニケーションをとりながら、学校での出来事や家庭のことなど話したい時に話せるように対応する。							
重 4-10	社会教育課	放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます。	実施しない	学習指導要領の改訂により空き教室が確保できないため、担当課と今後のあり方について検討する。							
重 4-11	社会教育課	非行防止街頭キャンペーン、子ども110番の家事業、青少年健全育成推進店等の取組により、青少年の健全育成に努めます。	左記のとおり	通年							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

④児童・生徒を地域で支える関係者への研修の実施

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重 4- 12	教育センター	児童・生徒のすこやかな成長に向けて大学教授等を講師として招き、教職員を対象に、いじめ・不登校の未然防止に向けた研修会を行います。	年1回	年1回							
重 4- 13	教育センター	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。児童生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「授業」を通じて集団への所属感を高め、お互い認め合い支え合いながら自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するため教員研修会や授業研究会を実施します。(再掲)	各校年2回以上の実施	各校年2回の実施							

⑤若者向けの相談・支援の推進

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重 4- 14	市民健康センター	国や県で実施しているSNSを活用した相談窓口の周知を行います。(再掲)	効果的な普及啓発	継続							
重 4- 15	商工労政課	若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	面接会の開催	継続							
重 4- 16	商工労政課	成人式において、労働に関する相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布し周知します。	効果的な普及啓発	継続							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

重点施策5 女性への支援

①妊産婦に対する支援

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重5-1	市民健康センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るために不妊治療費等の助成、妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚スクリーニング検査の助成、乳幼児健診、乳幼児訪問などを実施します。	①不妊治療費助成件数 ②早期不妊検査費助成件数 ③不育症検査費助成件数	①30件 ②25件 ③5件							
重5-2	市民健康センター	妊産婦等の状況を把握し、支援計画の作成等を行うとともに、産後ケア事業や産前産後サポート事業により、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を継続します。(再掲)	①産後ケア事業利用延回数 ②産前産後サポート事業参加延人数	①年100回 ②年50人							
重5-3	市民健康センター	母子(親子)健康手帳の交付や発達相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。(再掲)	母子(親子)健康手帳の交付時の面談	通年							
重5-4	市民健康センター	入院医療を必要とする未熟児に対して、経済的な負担を軽減するため、その養育に必要な医療費を給付します。(再掲)	入院医療を必要とする未熟児に対する、養育医療の給付者実人数	22人							
重5-5	市民健康センター	不妊治療の経済的負担を軽減するために、医療保険が適用されている特定不妊治療を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成します。早期不妊検査、不育症検査を受けた夫婦に対し、検査費用の一部を助成します。(再掲)	①不妊治療費助成件数 ②早期不妊検査費助成件数 ③不育症検査費助成件数	①30件 ②25件 ③5件							
重5-6	市民健康センター	母子保健推進員等が、産後うつ病の早期発見を目的とし、産婦訪問時にEPDS※(エジンバラ産後うつ病質問票)を実施します。また、赤ちゃん訪問や乳幼児健診の未受診者訪問により、家庭状況等の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。(再掲)	①乳児家庭全戸訪問数 ②未受診者に対して訪問で対応した件数	①430件 ②90件							
重5-7	市民健康センター	乳幼児健診、相談等において、保護者の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。(再掲)	①乳幼児健診実施回数 ②10か月児健康相談会実施回数 ③乳幼児健康相談会実施回数	①月2回 (3か月児健診は月1回) ②月1回 ③年6回(奇数月)							

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 2

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重5-8	市民健康センター	パパママ講座や離乳食講習会等で、妊娠や育児不安等の問題の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。(再掲)	①パパママ講座実施回数 ②離乳食講習会実施回数	①年9回 ②年6回							
重5-9	健康保険課	出産予定の国民健康保険被保険者の方を対象に、産前産後期間相当分の国民健康保険税を減額します。(新規)	対象者の国民健康保険税を減額するもので設定しない	設定なし							
重5-10	こども支援課	こども家庭センターの運営を通して、市民健康センターと連携を図り、安心して出産、子育てができるよう支援の充実に努めます。(新規)(再掲)	実施時期	通年							

②女性の就労支援

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重5-11	人権推進課	女性の再就職を支援するため就職支援講座を開催します。また、県等の就労支援、女性対象の起業講座情報等についてホームページを通じて情報提供します。	講座の定員に対する参加者の割合	80%以上							

③困難な問題を抱える女性の支援

No.	担当課・所	計画の実施内容								指標に対する令和6年度の実績の評価	評価の理由・今後の方向性
			指標	R6計画	R6実績	R7計画	R8計画	R9計画	R10計画		
重5-12	人権推進課	「若年層の性暴力被害予防月間」について広報紙・SNS・ホームページにより周知啓発を行います。	効果的な周知啓発	継続							
重5-13	人権推進課	DV防止について広報紙・SNS・ホームページにより周知啓発を行います。	効果的な周知啓発	継続							
重5-14	人権推進課	困難な問題を抱える女性を支援するため、専門のカウンセラーによる女性相談を毎月2回実施し、DV相談には随時職員が対応します。	女性相談開催回数(回)	25							